

## 習志野市立施設における乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の 利用に関するキャンセルポリシー

1. 施設の利用承認をもって利用予約が確定となり、当キャンセルポリシーの対象となります。
2. 以下のいずれかに該当する場合にはご利用をお控えいただくとともに、利用のキャンセルについて、できるだけ速やかに施設にご連絡ください。
  - ・ 利用対象児童が、利用日前日に下痢・嘔吐があった場合
  - ・ 利用対象児童が、利用日当日に37.5℃以上の発熱や下痢・嘔吐がある場合
  - ・ 利用対象児童が、発熱はなくても体調の崩れが見られる場合
  - ・ ご家族が感染症にかかっている場合
3. 利用日前日をもって、総合支援システムでの予約内容のキャンセルができなくなります。そのため、利用日当日にキャンセルを希望する場合は、施設に対し、速やかにお電話にてご連絡ください。
4. 利用日当日にキャンセルの連絡をした場合、利用料のお支払いは不要ですが、施設では利用対象児童をお預かりする準備を整えているため「こども誰でも通園制度」を利用したものとみなし、利用予約時間(以下「予約時間」という。)を、利用可能枠から消費します。
5. 無断でのキャンセルは、施設や他の利用者の迷惑となりますので、絶対におやめください。
6. 無断でのキャンセルや度重なる予約変更等をされた場合には、その後の利用をお断りする場合があります。
7. キャンセルした場合における利用料、利用可能枠及び給食費等(おやつ代含む)の取り扱いについては、次の表のとおりです。

	利用日の前日(※)までに キャンセルの連絡をした場合	利用日の当日に キャンセルの連絡をした場合
利用料	発生しない	
利用可能枠	減算なし	減算あり(予約時間分を消費)
給食費等	発生しない	

※土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日)を含む。

8. 施設を利用した場合における利用料の算定及び利用可能枠の減算の取り扱いについては、下記のとおりとなります。
  - (1) 利用料は、利用開始予定時刻から利用終了予定時刻までの予約時間で算定します。
  - (2) 利用開始予定時刻を過ぎてから利用を開始した場合でも、利用開始予定時刻から利用料を算定し、かつ、利用可能枠が減算となります。
  - (3) 利用終了時刻が利用終了予定時刻より早まった場合でも、利用終了予定時刻までの時間で算定し、かつ、利用可能枠が減算となります。
  - (4) 利用終了時刻が利用終了予定時刻より遅れた場合は、1時間当たり300円(超過時間が1時間未満であっても、1時間単位での算定となります。)の超過料金をお支払いいただきますが、利用可能枠は減算されません。

【以下、次の2つの項目に該当する対象者が利用した場合における一例となります。】

- ・予約時間・・・8時30分から11時30分(3時間)
- ・利用料金・・・1時間当たり300円(負担軽減加算非該当世帯)

【ケース1】予約時間どおり利用した場合	
実際の利用時間	3時間
利用料の支払金額	900円(3時間分)
月の利用可能枠の減算	3時間

【ケース2】開始予定時間に間に合わず、9時30分から11時30分まで利用した場合	
実際の利用時間	2時間
利用料の支払金額	900円(3時間分(予約時間分))
月の利用可能枠の減算	3時間(予約時間分)

【ケース3】終了時間が早まり、8時30分から10時30分まで利用した場合	
実際の利用時間	2時間
利用料の支払金額	900円(3時間分(予約時間分))
月の利用可能枠の減算	3時間(予約時間分)

【ケース4】お迎えが終了予定時間に間に合わず、8時30分から11時45分まで利用した場合	
実際の利用時間	3時間15分
利用料の支払金額	1,200円(3時間分+超過分(300円))
月の利用可能枠の減算	3時間(予約時間分)

※ケース4の場合において、同月中の他の予約に影響する場合がありますため、超過分に係る月の利用可能枠の減算(調整(別日の利用予約枠分を、当該超過分に充当する等))は行いません。但し、お迎えが終了時間に間に合わない(利用時間が予約時間を超過する)ことが頻発した場合、項目6の規定に基づき、その後の利用をお断りする場合がありますので、予めご了承ください。

令和7年10月9日 策定  
令和8年 4月1日 改定